



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 日本コンクリート工業株式会社
 代 表 者 名 取締役社長 網谷 勝彦
 (コード番号 5269 東証第1部)
 問 合 せ 先 取締役執行役員 今井 昭一
 (TEL 03-3452-1025)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 84 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これにともない、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 33 条第 2 項および第 46 条第 2 項の一部を変更するものであります。また、会計監査人の責任限定契約の条項を実態に合わせ削除いたします。なお、第 33 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。(現行定款第 33 条第 2 項、第 46 条第 2 項、第 47 条)
- ② 平成 21 年 6 月 26 日開催の第 78 回定時株主総会において、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を明確にするため、会長以外の役付取締役を廃止するとともに、社長をはじめとする役付執行役員を新設する定款変更を行いました。さらなる業務執行体制の強化を図り、執行役員に付与することができる役位に会長を追加するものであります。(現行定款第 34 条第 3 項)

2. 変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 33 条 (条文省略)	第 33 条 (現行どおり)
2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

<p style="text-align: center;">第5章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第34条 本社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、執行役員に社長、専務、常務その他の役位を付与することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、執行役員に<u>会長</u>、社長、専務、常務その他の役位を付与することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 監査役、監査役会及び会計監査人</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>2. 本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第47条 本社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第48条 (条文省略)</p> <p>第50条</p>	<p style="text-align: center;">第6章 監査役、監査役会及び会計監査人</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>2. 本社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第47条 (現行どおり)</p> <p>第49条</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(予定)

以上